

新	旧
<p>ウ 異業種 JVに求める条件について</p> <p>(ア) 設計等を行う者</p> <p> a 令和6・7年度刈谷市入札参加資格審査申請において、刈谷市入札参加資格者名簿の「設計」又は「建設コンサルタント」のいずれかに登録されていること。</p> <p> b 建築士事務所登録がされていること。</p> <p> c 元請として、以下の実績を有すること。</p> <p> (a) 国及び地方公共団体が指定する史跡内にある伝統的木造構法(対象床面積50㎡以上)の設計業務の実績</p> <p> (b) 国及び地方公共団体が指定する史跡内にある石垣設計業務の実績</p> <p> d 次に掲げる条件を満たす者を技術者としてそれぞれ配置できること。</p> <p> (a) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門関連とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者</p> <p> (b) 一級建築士の資格を有する者</p> <p> ただし、(a)及び(b)に該当するものは、直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者とする。</p> <p>(イ) 土木工事を施工する者</p> <p> a 元請として国及び地方公共団体が指定する史跡内の石垣工事の施工実績を有すること。(共同企業体としての実績は、その代表者としての実績に限る。)なお、2社で構成する場合には、少なくとも1社が元請として施工実績を有すればこの限りではない。</p> <p> b 次に掲げる条件をすべて満たす者を現場代理人及び監理技術者又は主任技術者として配置できること。なお、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合において当該技術者は専任であること。同時に当該技術者は営業所における専任の技術者でないこと。ただし、2社による構成員で構成される場合は、それぞれの構成員にて技術者を配置すること。その他、建設業法(昭和24年法律第100号)を遵守すること。</p> <p> (a) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者</p> <p> (b) 直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者</p> <p> (c) 監理技術者については、土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び</p>	<p>ウ 異業種 JVに求める条件について</p> <p>(ア) 設計等を行う者</p> <p> a 令和6・7年度刈谷市入札参加資格審査申請において、刈谷市入札参加資格者名簿の「設計」又は「建設コンサルタント」のいずれかに登録されていること。</p> <p> b 建築士事務所登録がされていること。</p> <p> c 元請として、以下の実績を有すること。</p> <p> (a) 国及び地方公共団体が指定する史跡内にある伝統的木造構法(対象床面積50㎡以上)の設計業務の実績</p> <p> (b) 国及び地方公共団体が指定する史跡内にある石垣設計業務の実績</p> <p> d 次に掲げる条件を満たす者を技術者としてそれぞれ配置できること。</p> <p> (a) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門関連とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者</p> <p> (b) 一級建築士の資格を有する者</p> <p> (c) 直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者</p> <p>(イ) 土木工事を施工する者</p> <p> a 元請として国及び地方公共団体が指定する史跡内の石垣工事の施工実績を有すること。(共同企業体としての実績は、その代表者としての実績に限る。)なお、2社で構成する場合には、少なくとも1社が元請として施工実績を有すればこの限りではない。</p> <p> b 次に掲げる条件をすべて満たす者を現場代理人及び監理技術者又は主任技術者として配置できること。なお、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合において当該技術者は専任であること。同時に当該技術者は営業所における専任の技術者でないこと。ただし、2社による構成員で構成される場合は、それぞれの構成員にて技術者を配置すること。その他、建設業法(昭和24年法律第100号)を遵守すること。</p> <p> (a) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者</p> <p> (b) 直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者</p> <p> (c) 監理技術者については、土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び受講日の翌年の1月1日から5年以内の監理技術者講習修了証を併</p>

新	旧
<p>イ 採用された技術提案については、その後の設計業務及び工事施工等業務において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権などの排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。</p> <p>ウ 技術提案書の提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。</p> <p>8 技術提案書の審査方法等</p> <p>(1) 優先交渉権者の選定方法</p> <p>競争参加資格を有する者が提出した技術提案書を、中立かつ公正に審査するために、刈谷城石垣隔柵整備事業公募選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、別に定める技術提案書の審査基準に基づき審査したうえで選定する。</p> <p>選定委員は、次のとおりとする。（順不同・敬称略）</p> <p>麓 和善 名古屋工業大学名誉教授 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授 西形 達明 関西大学名誉教授／（協）関西地盤環境研究センター顧問 北野 博司 東北芸術工科大学教授 中村 功一 刈谷市都市公園部長</p> <p>応募者は、自ら又は第三者を用いて、本事業に関する情報収集及び審査等に影響を与えること等の目的を持って選定委員に接触を図ってはならない。応募者が当該の接触を図った場合は、本事業に係る公正な競争を妨げる行為を行ったとみなして、本事業の競争参加資格を失う場合がある。</p> <p>なお、選定委員会は、参加者の提案した技術面での蓄積やノウハウを保護するため、非公開とする。</p> <p>(2) 技術提案書の審査基準</p> <p>技術提案書の審査基準は、実施説明書にある技術提案書の記載内容及び審査基準のとおりとする。</p> <p>(3) 技術的事項の確認</p> <p>技術提案書を提出した者に対して、技術的事項の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。</p> <p>(4) ヒアリング</p>	<p>て、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権などの排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。</p> <p>ウ 技術提案書の提出者は、技術提案が採用されたことにより、設計図書において施工方法などを指定しない部分の工事に関する責任が軽減されるものではない。</p> <p>8 技術提案書の審査方法等</p> <p>(1) 優先交渉権者の選定方法</p> <p>競争参加資格を有する者が提出した技術提案書を、中立かつ公正に審査するために、刈谷城石垣隔柵整備事業公募選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、別に定める技術提案書の審査基準に基づき審査したうえで選定する。</p> <p>選定委員は、次のとおりとする。（順不同・敬称略）</p> <p>麓 和善 名古屋工業大学名誉教授 瀬口 哲夫 名古屋市立大学名誉教授 西形 達明 関西大学名誉教授／（協）関西地盤環境研究センター顧問 北野 博司 東北芸術工科大学教授 清水 雅之 刈谷市都市公園部長</p> <p>応募者は、自ら又は第三者を用いて、本事業に関する情報収集及び審査等に影響を与えること等の目的を持って選定委員に接触を図ってはならない。応募者が当該の接触を図った場合は、本事業に係る公正な競争を妨げる行為を行ったとみなして、本事業の競争参加資格を失う場合がある。</p> <p>なお、選定委員会は、参加者の提案した技術面での蓄積やノウハウを保護するため、非公開とする。</p> <p>(2) 技術提案書の審査基準</p> <p>技術提案書の審査基準は、実施説明書にある技術提案書の記載内容及び審査基準のとおりとする。</p> <p>(3) 技術的事項の確認</p> <p>技術提案書を提出した者に対して、技術的事項の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。</p> <p>(4) ヒアリング</p> <p>技術提案書の審査に当たって、以下のとおりヒアリングを実施する。</p>